

介護保険だより

平成28年10月号

群馬県国民健康保険団体連合会

「介護給付費等の請求及び受領に関する届」の提出について

事業所の届出内容に変更が発生する場合、介護給付費等の請求及び受領に関する届（以下「届」という）を提出してください。

1 提出期限

以下のとおり、毎月提出期限を設定しています。

（1）請求方法を変更する場合

- 例）・請求方法を磁気媒体から伝送に変更したい
- ・伝送用電話番号を変更したい
- ・請求方法をISDNからインターネットに変更したい 等

変更する月の前月10日までに届を提出します。

- 例）9月（8月サービス提供分の請求を行うとき）から請求方法を変更したい → 届の提出期限は8月10日です

※ なお、ID・パスワードの早期受領を希望される場合は、届の備考欄にその旨を記載してください。

（2）介護給付費の振込先や口座名義を変更する場合

- 例）・これまでとは別の口座に振込先を変更したい
- ・代表取締役が替わり、口座名義に変更が発生した 等

変更する月の10日までに提出してください。

- 例）9月末の振込から口座名義等を変更したい
→ 提出期限は9月10日です

（3）事業所名称、所在地、電話番号等を変更する場合

- 例）・事業所名称を変更した
- ・事業所が移転した 等

変更が発生した場合は、指定を受けた機関（県庁または市役所等）に届け出た上で、本会にも速やかに届を提出してください。

なお、提出の時期によっては、処理の都合上、本会からの帳票類に変更前の事業所名称等が表示されることがありますので御了承ください。

2 お願い

- (1) 記入漏れや押印漏れがあると、再提出をお願いすることがあります。提出前にもう一度確認してください。変更がない部分も含めて、すべての項目への記載をお願いしています。お手数料をおかけしますが、よろしくお願ひします。
- (2) 振込口座や口座名義人の変更の場合は、通帳の表紙と見開きページのコピーを添付してください。

3 その他

届の用紙は、本会のホームページからダウンロードできます。

また、記載項目の説明や記載例も併せて掲載されていますので、御覧ください。

平成30年度以降の請求方法について

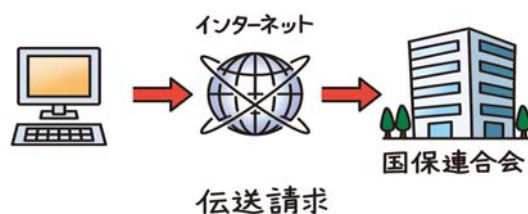
「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」の改正により、平成30年度以降の請求方法について以下のとおり変更になりますので、御留意ください。

1 I S D N回線での請求

I S D N回線での請求については、平成29年度（平成30年3月31日まで）いっばいで、請求は認められなくなります。

このため、引き続き伝送による請求を行うためには、インターネット請求に変更していただく必要があります。

また、新たに伝送での請求に変更される際には、インターネット請求を検討していただきますようお願いいたします。



2 帳票（紙）での請求

請求については、請求省令（厚生労働省令第57号）第2条で電子請求と規定されていますが、同省令附則第2条の経過措置により、特例として帳票（紙）による請求も認められています。

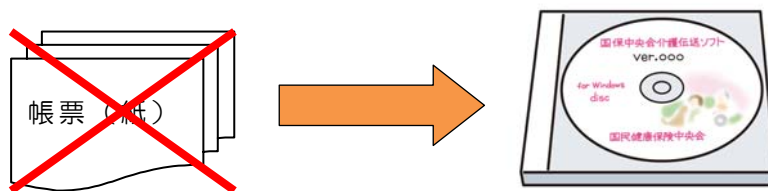
しかし、帳票（紙）での請求については、原則的に平成29年度（平成30年3月31日まで）いっばいで、請求は認められなくなります。

例外的に帳票（紙）での請求が認められる条件として、「従事する常勤の介護職員

その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上であるもの」であること、及び「その旨を審査支払機関（本会）に届け出る」こととなっています。

このため、現在帳票（紙）で請求されている事業所におかれましては、**電子請求へ移行していただく必要**があります。

なお、電子請求の情報は、厚生労働省で示すインタフェースに基づく情報（CSV情報）で提出する必要がありますので、当該情報を作成するためのソフトをご用意いただき請求していただきますようお願いいたします。



フロッピーディスク（FD）での請求終了のお知らせ

介護給付費等又は総合事業費の請求については、インターネット及びISDN回線による伝送での請求が原則となっていますが、請求省令（厚生労働省令第57号）第2条に基づき、磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクでの請求も認められています。

フロッピーディスク（以下、「FD」という。）については、フレキシブルディスクに含まれますが、FD自体の市販が限定的であり事業所での入手が困難であること、及び請求データを取り込む際に必要なFD用ドライブの調達が困難であるため、本県でのFDによる請求は、原則的に平成28年3月をもって終了させていただいておりますので、CD-R等による請求に切り替えていただきますようお願いいたします。



問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp>

※ 群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



国保連合会